

# 高齢社会白書

「高齢社会対策基本法」に基づき、毎年、国会に提出（法定白書）。今回で29回目。

〈高齢社会対策基本法〉

第8条 政府は、毎年、国会に、高齢化の状況及び政府が講じた高齢社会対策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る高齢化の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第1章 高齢化の状況

第1節 高齢化の状況（高齢化の推移と将来推計）

第2節 高齢期の暮らしの動向（平均寿命の推移と将来推計、年齢階級別就業者数及び就業率の推移、65歳以上の一人暮らしの者の動向）

第3節 〈特集〉高齢者の住宅と生活環境をめぐる動向について  
〈トピックス〉

- 1 福岡県大牟田市～住宅施策と福祉施策のコラボによる課題解決～
- 2 奈良県生駒市～官民連携で取り組むオーダーメイドの空き家対策～
- 3 愛知県春日井市～自動運転ラストマイル送迎サービス～
- 4 神奈川県横須賀市～市民の尊厳を守りたい、2つの終活支援～

## 第2章 令和5年度高齢社会対策の実施の状況

第1節 高齢社会対策の基本的枠組み

第2節 分野別の施策の実施の状況（令和5年度に各府省庁が講じた施策）

- 1 就業・所得
- 2 健康・福祉
- 3 学習・社会参加
- 4 生活環境
- 5 研究開発・国際社会への貢献等
- 6 全ての世代の活躍推進

## 第3章 令和6年度高齢社会対策

第1節 令和6年度の高齢社会対策の基本的な取組

第2節 分野別の高齢社会対策（令和6年度の各府省庁の主な施策）

- 1 就業・所得
- 2 健康・福祉
- 3 学習・社会参加
- 4 生活環境
- 5 研究開発・国際社会への貢献等
- 6 全ての世代の活躍推進